

# 四日市大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 四日市大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、四日市大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的については、学校法人暁学園綱領である「人間たれ」の建学の精神のもと、「世界を見つめ地域を考える大学」を目指して、「地域の要請する人材育成」と「地域の学術文芸の拠点としての地域社会への貢献」を明確に定めている。大学の個性・特色は学則などに明示されているほか、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）及び「暁学園中期経営計画」に反映されている。大学を取巻く社会情勢の変化や学生募集の状況などに応じた学部・学科構成の転換に伴い、人材育成及び教育研究上の目的の見直しを行っている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、明確に定められ、大学ホームページなどを通して公表されている。大学全体として入学定員及び収容定員を満たしていない状況が続いているが、学部の再編や新カリキュラムの策定などにより学生確保の強化を図っている。

学部学科ごとにカリキュラムポリシーが定められ、教育課程は入学から卒業まで一貫性が確保された体系的な編成となっている。授業改善アンケートを実施し、その結果を学内で公開して授業内容・方法及び学修指導の改善に活用している。キャリアサポートや各種の学生サービスは、関係組織が連携して教職協働で対応している。

大学に必要な専任教員数は、大学設置基準を満たしている。教員の採用及び昇任は「教員配置計画案」に従い、関係規則にのっとり実施されている。また、FD(Faculty Development)活動として教員研修が実施されている。校地、校舎及び各種施設設備は、適切に管理・運営され、有効に活用されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

法人及び大学の経営の規律と誠実性は維持されており、法令を遵守した運営が行われている。環境や人権への配慮もされ、教育情報や財務情報は、大学ホームページなどで公表している。理事会は、寄附行為にのっとり適切に機能しており、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定が可能な体制となっている。大学には各種の意思決定組織が整備され、学長が適切にリーダーシップを発揮することが可能である。管理運営機関及び部門間の連携が図られ、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた仕組みとなっている。

財政運営は、5か年ごとに策定される「暁学園中期経営計画」に従い予算が編成され、また、外部組織により定期的に検証されている。会計処理は、学校法人会計基準などにより適正に行われるとともに、監査法人などによる監査が実施されている。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、学則の規定によって、大学の教育活動を有効に機能させるため、自己点検・評価委員会を設置して、自主的・自律的に実施され、定期的に報告書が作成されている。自己点検・評価は、正確で透明性の高いデータやエビデンスに基づいて、客観的に実施できるよう配慮されている。

自己点検・評価の結果は、各組織で共有され、更なる改善・向上につながるように活用されている。

総じて、大学の教育は、建学の精神と目的に基づき行われ、学修と教授においては、学部・学科構成の転換などにより在籍学生数比率の回復を図りつつ、入学から卒業・就職に至るまでさまざまな創意工夫が実施されている。経営・管理は適切に行われ、「暁学園中期経営計画」と外部組織による検証を通じて、収支の健全化に努めている。自己点検・評価は、自主的・自律的に実施されており、その結果は、教育の質の改善・向上に活用されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A. 社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的については、学校法人暁学園綱領である「人間たれ」の建学の精神のもと、「世界を見つめ地域を考える四日市大学」を目指して、「地域の要請する人材育成」と「地域の学術文芸の拠点としての地域社会への貢献」を明確に定めている。

使命・目的及び教育目的は、寄附行為、学則、履修要綱などに簡潔な文章で明記している。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

###### 1-2-① 個性・特色の明示

###### 1-2-② 法令への適合

### 1-2-③ 変化への対応

#### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 【理由】

人材育成及び教育研究上の目的は、地域に開かれた大学として公私協力方式によって設置された大学の個性・特色を反映して、学則などに明示しており、学校教育法第 83 条に照らして、大学として適切な目的を掲げている。

大学を取巻く社会情勢の変化や学生募集の状況などに応じて、学部・学科構成の転換を行うとともに、人材育成及び教育研究上の目的の見直しを行っている。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定については、法人組織及び大学組織の意思決定過程の各段階において、役員、教職員が関与・参画しており、その理解と支持が得られている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧及び大学ホームページなどにおいて学内外に周知を図っている。また、三つの方針及び「暁学園中期経営計画」にも反映している。教育研究組織は、使命・目的及び教育目的に照らして、適切に構成している。

## 基準 2. 学修と教授

#### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーは、明確に定められており、入学試験要項や大学ホームページ等に明記され、オープンキャンパスなど学外に向けて周知を図っている。入学者選抜等は、アドミッションポリシーにのっとり、入学試験委員会の審議を経て、各学部教授会の意見を聴いた後、学長が合格者を決定するなど、適切な体制のもとに運用されている。また、アドミッションポリシーに沿っているかを確認できるように面接や問題に配慮した入学選抜を公正かつ妥当な方法により実施している。入試問題は、「入学試験問題出題及び採点委員会」が出題方針を科目ごとに検討し作成している。

大学全体として入学定員及び収容定員を満たしていない状況が続いているが、平成29(2017)年度入試では入学定員充足率は改善しており、学部の再編や新カリキュラム策定など学生確保の強化を図っている。

### 【参考意見】

○環境情報学部環境情報学科の収容定員充足率が低いので、入学者確保に向けたより一層の努力が望まれる。

## 2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

教育目的に沿い、学部学科ごとにカリキュラムポリシーが定められ、大学ホームページなどを通して公表されている。教育課程は、「全学共通教育科目」及び「専門教育科目」から構成され、入学時から卒業時までの計画的な履修を促し、ディプロマポリシーとの一貫性が確保された体系的な編成となっている。

「全学共通教育科目」では、演習科目における担任制度、語学科目における能力別クラス編成及び地域科目の導入など、授業の充実化を図る工夫が見られる。「専門教育科目」では、地域課題の把握や連携を行う地域志向の体験型・実験型授業を多数配置するなど、授業内容に工夫をしている。

教授方法の改善を進めるために、FD 委員会のもとで授業方法の改善を検討するなど、組織体制を整備し運用している。各学期に履修単位数の制限を設け単位の実質化に努めている。

## 2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant ) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

学修及び授業支援は、各事務課と各学部の委員会が協働する体制で行っている。統合型 web サービスである「ユニバーサルパスポート」を用いて、学生の学修及び生活指導に関わる総合的な支援を、教員と職員の協働で運営・実施している。オフィスアワー制度は、全学的に実施している。

コンピュータ関連科目及び実験実習科目において学部生を SA(Student Assistant)として採用している。中途退学者及び出席不良・成績不振学生に対しては、4 年次生まで配置された担当教員によって、学修・学生生活の両面にわたって指導が行われ、必要に応じて保護者同伴の個別面談も実施されている。

授業改善アンケートが学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとして整備されている。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

ディプロマポリシーは、学則に定められ、公表されている。単位認定の方法・基準は、学則に基づき、各学部の履修要綱、シラバスに明示され、学生に周知されて厳正に実施されている。進級及び卒業の要件は、学則に適切に定められ、厳正に適用されている。成績評価基準は、履修要綱やシラバスに明示してあり、GPA(Grade Point Average)制度も取入れられ成績通知表及び成績証明書に記載するとともに、奨学金の付与の選考に活用されるなど、単位認定の透明性が図られ、厳正に適用している。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

教育課程上のキャリア教育として、「全学共通教育科目」の中に、キャリア科目「キャリア基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」とインターンシップ科目を設けて取組んでいる。キャリア教育のための支援体制は、就職・進路・キャリア教育に係る年間方針を検討する「キャリアサポート

センター運営委員会」及び事務組織であるキャリアサポートセンター・キャリアサポート課が、ゼミ担当教員、留学生支援センター等と連携して教職協働体制で取組んでいる。

就職・進学に対する相談・助言も、ゼミ担当教員とキャリアサポートセンター、留学生支援センターなどが相互に連携を図ることにより、組織的な支援が行われている。

インターンシップの提携先企業はないが、一部の学生はキャリアサポートセンターを通じて三重県経営者協会の受入れ先企業へのインターンシップに参加している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

学修成果の到達度を表す「成長スケール」による評価を全学生に導入し教育目的の達成状況の把握に努めている。

各学部とも、演習形式の授業を除く全ての授業科目で学期ごとに授業改善アンケートを実施し、その結果は全学 FD 委員会において共有されている。授業改善アンケートの自由記述欄に対する記述については、担当教員がコメントを記入する。これらは、学内において公表され、授業内容・方法及び学修指導の改善に活用されている。学生生活実態調査や授業時間以外の学修に関する調査等により、学生の学修状況の把握に努めている。

授業改善アンケート、学生生活実態調査、授業時間以外の学修に関する調査等の調査結果をもとに、全学 FD 委員会では学修状況の改善を目的とした FD 研修会の定期的な実施、各学部 FD 委員会では学部における問題点の発見及び改善のための取組みを行っている。また、全学 FD 委員会と各学部 FD 委員会は相互に連携している。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

学生生活の支援は、組織としては教学部教学課、留学生支援課、留学生支援センター、学生委員会、留学生支援委員会が設置され相互に連携し運営されている。保健室、学生相談室が設置され、専門スタッフが配置されている。経済的支援は、大学独自の奨学金制度、授業料減免制度等があり、学外の奨学金の活用も行われている。学生専用アパートを運営し、学生生活の安定化に寄与している。課外活動の支援は、施設面、活動費等幅広く実施



している。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談、ハラスメントへの対応等は保健室が窓口となり、学生相談室やハラスメント相談員と連携し、適切に対応している。

学生サービスに対する学生の意見等の把握は、学友会やクラブ代表者会議を通して行い、学生からの要望に対応している。学生生活実態調査の結果や各教職員が把握した学生の意見や要望についても対応している。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

大学に必要な専任教員数は、大学設置基準に定める規定を満たしている。

教員の新規採用及び昇任は、「四日市大学専任教員資格基準」「四日市大学専任教員選考規程」に従って実施されている。新規採用については、各年度の「教員配置計画案」に従い公募により行われている。教員研修は、全学 FD 委員会及び各学部 FD 委員会が連携して実施している。授業改善アンケートの結果をもとに、優秀教員に対し「四日市大学 Good Practice 賞」を授与している。

教養教育は、教学部長が責任者となり、科目分野ごとの「担当者会議」「全学教務委員会」「教学協議会」「全学教授会」の順に検討を進めることで、教養教育実施のための体制を整備している。

### 【参考意見】

○環境情報学部において、専任教員中 61 歳以上の教員の割合が高いため、年齢構成のバランスをとるように配慮されたい。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館（情報センター）、体育施設、情報教育設備等の施設設備は大学設置基準を満たし、整備及び管理・運営は適切に実施されている。施設設備

の耐震性は確保されている。校地、校舎の一部は、同一法人内の四日市看護医療大学と共用され、安全管理、メンテナンスは専門の担当職員を配置し、実施している。避難訓練が実施されており、更に四日市看護医療大学と防災に関する連絡会を設けている。

専門科目の授業は、基本的に適切な受講者数で実施している。「全学共通教育科目」では、多めの人数となる場合もあるが、時間割や開講学期の工夫等で対応するなど、教育効果を挙げられる人数で実施するように配慮している。必修科目の英語、日本語、キャリア科目は、プレースメントテストを実施し、能力別クラス編制で実施している。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令に基づき整備された寄附行為及び諸規則にのっとり、経営の規律と誠実性は維持され、法令に遵守した運営がされている。また、理事会、評議員会に加え、「大学協議会」「教学協議会」「暁学園財政評価検討委員会」等も定期的実施し、使命・目的の実現に向けた継続的な取組みが行われている。

環境保全に関しては、平成 13(2001)年に取得した ISO14001（環境マネジメントシステム）の成果を生かし本学独自の環境方針を明示し、学内の環境を保持しながら、外部の環境保護 NPO とも協力し、周辺の自然環境の維持に努めている。その他、「ハラスメント対策ガイドライン」を定めるなど、「基本的人権の尊重」を旨とする大学の人権に対する姿勢を明示しているほか、「学校法人暁学園防犯・防災等対策規程」を設け、防災避難訓練を実施するとともに、学生に対しては学生便覧に「警報・地震への対応」を掲載し、緊急時の対応を周知するなど安全への配慮を行っている。

教育情報や財務情報は、大学ホームページのほか日本私立学校振興・共済事業団の「大学ポートレート」等で公表に努めている。

#### 【参考意見】

○安全管理については、「学校法人暁学園 安全管理・危機管理に関する指針」がまとめられているものの、その中に記載のある「危機管理マニュアル」等について作成に至っておらず、早急な整備が望まれる。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

寄附行為及び寄附行為施行規則に理事会についての定めがあり、これに従って理事会を適切に開催し、その出席率は適切で使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定が可能な体制を確立している。

理事の選任は、寄附行為に準じて適切に行われており、会合についても定例会のほか、法人運営の円滑化を目的とし法人全体の将来計画や財政状況の検討等を行う常任理事会や、必要に応じて臨時理事会を開催するなど、機動性を備えている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

大学の意思決定組織として、「大学協議会」「全学教授会」「教学協議会」があり、学長の適切なリーダーシップのもとで、決定が行われている。「大学協議会」は、教育・研究における最高意思を審議する機関と位置付けられており、教育・研究、人事、運営、事業計画など幅広い協議と管理部門及び教学部門の調整を担っている。「教学協議会」は、教育研究上に関する内容について必要に応じて「大学協議会」の事前に実施される。「全学教授会」は、「大学協議会」で協議された原案や教育研究に関する重要事項について学長が意見を求める機関であり、最終的に学長により大学の意思として決定されるなど、意思決定組織の整備と権限が明確化されている。

また、配置された二人の副学長は、それぞれの役割が明確化されており、学長の補佐として機能している。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

大学の最高意思を審議する機関である「大学協議会」は、学長を議長に、法人常勤理事、副学長、教学部長、社会連携センター長、各学部長、事務局長等が出席して開催されており、各管理運営機関及び各部門間の連携が適切に図られている。各部門長が構成員であることから、教職員からの提案をくみ上げることができ、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた仕組みとなっている。また、学長が常任理事会の構成員であるところから、法人と大学の管理運営機関の相互チェックが図られ、協議された議事録も教職員に公開されるなど、組織内でのコミュニケーションや情報共有も良好である。評議員会は適切に構成され、予算や寄附行為の変更等、理事長の諮問に応じている。

寄附行為に基づき選考された監事は、理事会、評議員会に出席し、寄附行為に基づいた法人の業務及び財産の状況についての意見を述べるなど適切に職務を行っている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

平成 29(2017)年度から事務体制を「総務・企画部」「教育・学生支援部」「社会連携・研究支援部」の 3 部 10 課体制に再編し、事務組織における権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織体制と職員配置となっている。3 部には、事務局長、副学長二人が配置され、学長をリーダーシップとした執行体制の機能化が図られている。

職員数は、兼任を含め、適切に各課に人員配置されている。専任職員は、半数以上を占め、業務の効果的な執行体制と継続性を確保している。

職員の資質・能力向上のため、学内では各事務部門における OJT を基本にし、次長、課長、課長補佐級の幹部職員に対し、平成 29(2017)年度に三つの方針に係る SD(Staff Development)研修を実施している。さらに、学外団体で実施される SD 研修会に多くの事務職員が参加し、資質・能力向上の機会を設けている。

**3-6 財務基盤と収支**

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

財務運営は、5 か年ごとに策定される「暁学園中期経営計画」及び 5 か年予算を基礎としながら、年度進行の変化に対応した各年度予算を再編成して行われている。

外部組織である「暁学園財政評価検討委員会」により、毎年、5 か年予算の進捗状況を定期的に検証して、適切な財務運営を図っている。

学生数の減少等を要因として学生生徒等納付金収入が減少しているが、学生生徒等納付金以外の収入増加策として、外部資金獲得を積極的に進めるなど、安定的な財務基盤の確立に取り組んでいる。

**3-7 会計**

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、「学校法人暁学園経理規程」「学校法人暁学園資金運用管理規程」等に沿って適切に行われている。

監査法人による会計監査は、私立学校振興助成法等に基づき計画的に行われ、監査報告書が提出されている。

監事による監査は、管理運営と財務状況について、ヒアリング調査する形で行われ、監事は、理事会及び評議員会に対して、監査報告を行っている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価は、学則の規定によって、大学の教育活動を有効に機能させるため、自己点検・評価委員会を設置して、自主的・自律的に実施されている。

自己点検・評価は、「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」及び「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」により定められ、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置して、恒常的な体制を整え、適切に実施されている。

自己点検・評価は、平成 6(1994)年に自己点検・評価報告書を発行して以来、ほぼ定期的に自己点検・評価報告書を刊行し、平成 29(2017)年 3 月には通巻 11 冊目の報告書を作成している。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が主体となって収集された正確で透明性の高いデータに基づいて、自己点検・評価委員会が指名した役職担当者が執筆し、関係部署の相互チェックを経るなど、客観的に実施できるよう、配慮されている。

現状把握のための調査・データの収集と分析は、担当あるいは関連部署の担当者により、実施されている。

エビデンスに基づいて作成された自己点検・評価報告書は、教職員に配付することで学内共有を図っている。また、大学ホームページへの掲載や情報センター（図書館）に配置するなど社会に向けて情報公開を行っている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価報告書は、教職員に配付され、自己点検・評価委員会を通じて各担当部署で確認が行われている。

指摘された事項は、各学部教授会、事務部署等で共有され、各所属長により改善に向けた具体策が検討され、次の改善・改革につなげる仕組みとなっている。

自己点検・評価委員会の委員長に学長が就任することで、学長のリーダーシップによるPDCA サイクルの仕組みの確立に踏出している。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会連携

#### A-1 社会連携に関する方針が明確化され、推進体制が構築されていること

- A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること
- A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること
- A-1-③ 大学と地域（自治体・企業・市民団体等）との協力関係が構築されていること

#### A-2 地域と連携した教育・研究・社会活動が推進されていること

- A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること
- A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること
- A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること

#### A-3 大学が持っている物的・人的資源を地域に提供していること

- A-3-① 大学施設を地域に開放していること
- A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること
- A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること
- A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること

### 【概評】

大学は、三重県四日市市との公私協力型大学として開学し、当初から社会連携を重視し、設置理念の中に「地域社会と共生する地域貢献型大学」を掲げ、「地域を創る人材」の育成に取り組んでいる。平成 26(2014)年、文部科学省の大学 COC 事業に、テーマ「産業と環境の調和を目指す四日市における人材育成と大学改革」で採択され、継続的な社会連携活動を推進している。「四日市大学研究機構」、地域連携担当、ボランティア、コミュニティカレッジを統括する「四日市大学社会連携センター」を設置している。平成 25(2013)年に、大学と自治体（三重県、四日市市）、企業、市民団体等による「四日市大学『地/知の拠点』運営協議会」を設立した。

「地域の課題」として認識される「産業振興」「環境」「人材育成」に応える「地域志向科目」を設け、平成 29(2017)年度には 33 科目に拡充させた。地域の課題に取り組む「協創ラボ」に学生を積極的に参加させている。「四日市大学研究機構」では地域を対象とした研究や研修に取り組んでいる。「四日市公害と環境未来館の活用に関する連携協定」により、講師派遣、展示等の活動に取り組んでいる。地元環境系企業と「環境フェア」を開始、これが発展した産学官連携による「夏のエコフェア」に取り組んでいる。「地域連携フォーラム」で

## 四日市大学

は、地域からの公募による研究・活動報告会を実施し、高い評価を得ている。地域と連携した教育活動、研究活動、社会活動に積極的に取り組んでいる。

学内施設を積極的に地域に開放している。コミュニティカレッジ等の機会を通して地域への学習支援に貢献している。ボランティアセンターを中心に、地域に貢献するためのシステムを構築し、学生の派遣等に取り組んでいる。地域の自治体等の要請により、各種審議委員等の派遣を積極的に行っている。これらの取り組みの今後の成果に期待したい。



